

婚外子差別は違憲

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

問題となっていたのは、民法900条4号ただし書きの規定。大法廷は1995年7月、「婚内子の立場を尊重しつつ、2分の1の取り分を認めて婚外子を保護するものだ」として、「合憲」と判断していた。

今回の大法廷決定は、戦後の家族の形や国民意識が多様化し、諸外国でも差別

大法廷 全員一致

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

歴史的決定 遅すぎた

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

菅義偉官房長官は決定後の記者会見で「立法的な手当では当然だろう」と、早期の民法改正を検討する意向を示した。ただ、自民党内などには「家族制度が壊れる」などの反対論も根強く、秋の臨時国会で実現するかどうかが焦点になる。

「家族の形など多様化」

相続 最高裁が初判断

遺産相続の際、結婚していない男女間に生まれた子（婚外子）の取り分を、結婚した男女の子（婚内子）の半分とする民法の規定について、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は4日、「法の下の平等を定めた憲法に違反する」との初判断を示した。裁判官14人の決定で、全員一致の意見。最高裁が法律を違憲としたのは9例目となる。

▼2面=残る懸念、25面=最高裁決定要旨、26面=「私の価値取り戻した」撤廃が実現していることなどを総合的に考慮。「子が自分を選択・修正できない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすのは許されないと」の考え方を確立されたと指摘し、裁判の対象の相続が発生した2001年7月には、すでに違憲だったと結論づけた。

一方、相続が決着済みの事案に違憲判断の効力を及ぼすのは「法的安定性を著しく害する」と指摘。混乱回避の主流だった。国内でも民法改正が議論され、差別解消の機運は高まっていた。なまに国会に対応を委ね、規定に合意のお墨付きを与えたのが95年決定だった。その国会は、合憲判断にあぐらをかいて法改正を怠った。歴代政権も差別解消の法案を提出せずにきた。

大法廷が今回、「存在自体

が婚外子差別を生じさせかねない」と指摘した規定が18年間も延命したのは、司法、行政、立法すべての怠慢と言わざるを得ない。

主要国では相続差別の撤廃がほぼ表現し、今回、大法廷が重ねて合憲判断を出された余地はなかった。外堀を埋められた末の結論だった。違憲判断で規定は空文化した。国会はせめて、一日も早い法改正に努めるべきだ。

（田村剛）

2013年(平成25年)
9月5日 木曜日

天気	6	9	12	15	18	21(晴)
名古屋	晴	晴	晴	晴	晴	晴
豊橋	晴	晴	晴	晴	晴	晴
岐阜	晴	晴	晴	晴	晴	晴
高山	晴	晴	晴	晴	晴	晴
津	晴	晴	晴	晴	晴	晴
尾鷲	晴	晴	晴	晴	晴	晴
浜松	晴	晴	晴	晴	晴	晴
東京	晴	晴	晴	晴	晴	晴
大阪	晴	晴	晴	晴	晴	晴

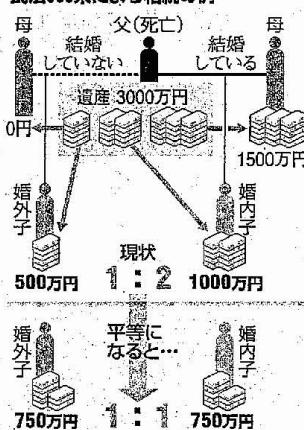
朝日新聞名古屋本社 発行所: T460-8488 名古屋市中区栄1-3-3 電話: 052-231-8131 www.asahi.com



朝日新聞 (2013年9月5日)

【相続規定をめぐる主な流れ】

- 1898年 婦外子の遺産相続分を婚内子の「2分の1」と定めた明治民法が公布される
- 1947年 戦後の現行民法が公布。婚外子の遺産相続分は婚内子の2分の1のまま
- 79年 法制審議会が「相続分は同等」とする民法改正要綱試案を公表。だが「時期尚早」と法改正は見送りに
- 93年 相続差別規定をめぐり、東京高裁が初めて「違憲」の判断を示す。「親の因果が子に報い」式の仕打ちは、近代法に反する」と指摘
- 95年 最高裁大法廷が10対5で「合憲」と判断
- 96年 法制審議会が「相続分は同等」とする民法改正案を答申。法案は未提出のまま
- 2000年 最高裁第一小法廷が4対1で「合憲」と判断
- 03年 第二小法廷が3対2、第一小法廷が3対2でそれぞれ「合憲」と判断
- 04年 第一小法廷が3対2で「合憲」と判断
- 09年 第二小法廷が3対1で「合憲」と判断
- 10年 第三小法廷が審理を大法廷に移し、95年の合憲判断が見直されるか注目される。大法廷が結論を出す前に当事者が和解し、裁判が終結
- 11年 大阪高裁が「違憲」と判断。「法が差別を助長しかねない」と指摘
- 18年 大法廷が14対0で「違憲」と判断

民法900条による相続の例

判され続けた規定は今後、見直された見直しだ。だが、遅すぎた判断は紛糾につながる可能性をはらみ、立法府にもなお、反対論が多くする。

▼1面参照

相続規定が違憲と判断されると、過去に決着した遺産分割の争いまで再燃しかねない。以前から懸念されてきた問題だ。大法廷は今回、「違憲判断の影響は決着済みの他の事案には及ぼない」とする異例の指針を示した。相続問題の再燃を防ぐため、専門家の間にはなお、再燃は避けられないとの声もある。

決定は、裁判の対象となつた相続が発生した2001年7月の時点で、規定は違憲だったと判断した。専門家の間では、「01年7月以降に発生し、分割が決着した事案で、婚外子側が同等の取り分を求めるなどの動きが相次ぐ可能性がある」との見方が出ていた。

しかし、今回の決定は「解消済みの事案に違憲判決が発生した」として、今回の決定は

違憲判断 残る懸念

「決着済み」相続 覆らず

「解決」したのかどうかが、あいまいな場合が多い。次々と争いが起きるのではないか」と予測する。

一方、01年7月以降に相続が発生し、現在も相続が決着していない事例では、民法が改正されなくても

裁判が行われたため、そ

れを異議して当事者の間で話し合い段階で取り分を同

等にする動きが進みそうだ。

民法が改正されなくても

裁判が行われたため、そ

れを異議して当事者の間で話し合い段階で取り分を同

等にする動きが進みそうだ。

民法が改正されなくても

裁判が行われたため、そ

れを異議して当事者の間で話し合い段階で取り分を同

等にする動きが進みそうだ。

民法が改正されても

裁判が行われたため、そ

れを異議して当事者の間で話し合い段階で取り分を同

等にする動きが進みそうだ。

民法が改正されても